

延長保育申請について

早朝及び延長保育を希望される方は、お子さん1名につき1枚『延長保育申請書』が必要となります。申請書に提示されている時間内で、早朝及び延長保育が可能です。各ご家庭の就労時間で分類した認定（標準認定または短時間認定）により、保育園で利用される早朝保育・延長保育の料金基準が異なります。早朝保育・延長保育料金は、下記の通りとなります。

標準認定……利用時間 18：30～19：00 1回につき 100円徴収

短時間認定…利用時間 7：30～8：30, 16：30～18：30 30分につき 100円徴収

利用時間 18：30～19：00 1回につき 100円徴収

いずれも、利用分を翌月に諸雑費として現金徴収させていただきます。（9月までに郵便口座振替へと変更させて頂く予定です。振替につきましての詳細は、後日お知らせさせていただきます。）尚、延長保育申請が提出されていない方が延長保育を利用されますと、一時預かり扱いとなり、1時間毎に500円を請求します。

申請書の時間は必ず守って頂くようお願いをしています。万が一お迎えの時間を守って頂けない場合は、申請を取り下げる場合がありますのでご了承ください。

別紙、延長保育申請書は入園説明会受付で提出してください。延長保育料金発生時間及び料金は下表のとおりとなりますので、宜しくお願いします。

《延長保育料発生時間及び料金》

【保育短時間】

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
早朝保育 100円/30分	保育料のみで利用可能な保育時間(8時間)		延長保育 100円/30分	延長保育 100円/1回

【保育標準時間】

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
保育料のみで利用可能な保育時間(11時間)				延長保育 100円/1回

□ : 申請のみ必要 □ : 申請と利用料が必要

※産前産後（出産予定日前3ヶ月＋出産日後3ヶ月：計6ヶ月）及び、育児休暇を取得される場合の延長保育のご利用につきましてご不明な点は、園長までお問合せください。